

## 総務政策委員会会議録

### 招 集

令和8年4月20日（月）午前10時 議会委員会室

### 出席委員（8名）

（委員長）塚田佳充 （副委員長）安達卓是  
岩崎康朗 大下哲治 徳田博文 土光均  
戸田隆次 森田悟史

### 欠席委員（1名）

奥岩浩基

### 説明のため出席した者

【総合政策部】西川部長 松本人権政策監兼人権・男女共同参画課長  
〔人権・男女共同参画課〕萩原課長補佐兼同和対策担当課長補佐  
樋口人権啓発担当課長補佐

【DX推進監】堀口DX推進監  
〔情報政策課〕最上次長兼課長 成相課長補佐

### 出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 松田調整官 松原議事調査担当主任

### 傍聴者

今城議員 岡田議員 田村議員 津田議員 西野議員 又野議員 森谷議員  
矢田貝議員 吉岡議員  
報道関係者3人 一般0人

### 報告案件

- ・「第2期米子市DX推進計画」及び「米子市A I 積極的活用方針」の策定について  
〔DX推進監〕
- ・「人権尊重のまち米子市をつくる条例」に基づく施策の推進について 〔総合政策部〕

~~~~~

### 午前10時00分 開会

○塚田委員長 ただいまより総務政策委員会を開会いたします。

奥岩委員から欠席の届出がありましたので、御報告いたします。

本日は、DX推進監、総合政策部から2件の報告がございます。

初めに、「第2期米子市DX推進計画」及び「米子市A I 積極的活用方針」の策定について、当局から説明を求めます。

最上DX推進監次長。

○最上次長兼情報政策課長 資料を通知いたします。「第2期米子市DX推進計画」及び「米子市A I 積極的活用方針」の策定について御報告いたします。

第1期米子市デジタルトランスフォーメーション推進計画の計画期間終了に伴い、新たに第2期米子市DX推進計画を策定いたしました。また、米子市A I 積極的活用方針を策定いたしましたので御報告するものです。

まず、第2期米子市DX推進計画の概要でございます。導入済みの各種デジタルツールの活用に加え、従来、職員が行っていた申請受付、審査等の定型処理をAIで代替する等、AIを行政運営の基盤に据えるAXを念頭に、行政サービスのさらなる迅速性、正確性の向上を図ることとしております。新規・拡充する取組といたしまして、(1) AIの活用拡大及び業務基盤としての取組と、(2) 自治体フロントヤード改革の推進を例示しております。このような取組を盛り込んだ計画となっております。

2番目ですが、米子市AI積極的活用方針の概要についてでございます。これは、急速に進化するAI技術を積極的に取り入れ、業務を抜本的に効率化し、行政資源の最適な配分と行政サービスの向上を目的に、AIに関して以下の3つの活用方針を定めるものでございます。1つ目は、業務への積極的な活用、2つ目は、セキュリティーとガバナンスの徹底、3つ目は、AIネイティブな人材の育成でございます。

続きまして、3番目、第1期DX推進計画期間における取組状況についてでございます。マイナンバーカードの保有率が8割を超え、オンライン申請可能な行政手続が400種以上となるなど、住民の利便性向上と職員の業務効率化を両立するための基盤となる環境整備を推進いたしました。主な取組項目の状況については、表のとおりでございます。

最後、4番目でございます。資料についてでございますが、第2期米子市デジタルトランスフォーメーション推進計画、米子市AI積極的活用方針、あと、米子市生成AIの利用に関するガイドラインの3つを添付しております。

報告は以上でございます。

**○塚田委員長** 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、意見を求めます。

森田委員。

**○森田委員** AIの積極的活用ということで、基本的には賛成の立場なんですけれども、幾つか質問させていただきたいと思います。AIの活用を必要だなと思う一方で、きちんと使おうと思うと結構難しいなというふうに、個人的に感じる部分が多いんですけれども、その中で、人材の育成というところについて研修等々を行う予定だとは思いますが、もう少し具体的に、こういった形で研修を行うのかとか、頻度とか、そういった部分も含めてお聞かせいただけたらと思います。

**○塚田委員長** 最上DX推進監次長。

**○最上次長兼情報政策課長** まず、マインドセットといいますか、職員の意識改革を目指すような研修をしております。これは、以前からやっております、昨年度もやっております、今年度も実施する予定にしております。

あとは、実務研修といいますか、マクロであったりとか、エクセル等のソフトウェアの使い方の研修も従来から実施しております、この研修の中にAIを中心にした使い方というのを今年度はやっというかなと思っております。

頻度でございますが、ちょっと手元に資料はないんですが、希望者を募ってという研修であったりとか、管理職向けの研修であったりとか、階層別な研修も実施する予定としております。

**○塚田委員長** 堀口DX推進監。

**○堀口DX推進監** 補足ですけれども、先ほど第1期のDX推進計画というのを御説明さ

せていただきましたけども、令和3年度からこのデジタル人材育成を開催をしております。中身はエクセルのマクロですとか、そういったICTツールをメインにしておりましたけども、昨今のAIも取り組む必要があるというところで、令和8年度、第2期になりますので、切りのいいところでAIを活用していこうというものを新たに宣言させていただきました。以上です。

○塚田委員長 森田委員。

○森田委員 内容については分かりました。AIの進化もすごい速いなと思っておりまして、何か、勉強して身につくまでのところでさらにAIの進化のほうが進んでいくところもあるのかなというふうに想像するんですけども、現在では使う予定という利用可能な生成AIでは、GeminiとChatGPTですかね。ChatGPTとGeminiと、セキュリティー責任者が利用を認めた生成AIということなんですけれども、こういったものもどんどん今後入れ替えるという前提なのか、使用するツールもこれですつといくのかというところも、もし今の段階であれば伺いたいと思います。

○塚田委員長 最上DX推進監次長。

○最上次長兼情報政策課長 基本的にはその都度最適なものを探していきたいという思いはございます。ただ、今年度、有償版のグーグルを導入するところがございますので、使うのはこれからというのが現状でございます。

○塚田委員長 森田委員。

○森田委員 分かりました。多分、ツールが変わったらまた使い方も多少なりとも変わるとお思いますので、そこも大変かなと思いますけれども、取り組んでいただきたいとお思います。

あと、もう1点、費用対効果みたいなところっていうのも多分考えられてると思うんですけども、まずその辺りどういうふうに図っていかれる予定があるのかどうか。もしあればお伺いしたいと思います。

○塚田委員長 最上DX推進監次長。

○最上次長兼情報政策課長 定量的に測るのは正直難しいなと思うところもございます。ただ、アンケート的なところを実施して、その利便性であったりとか、使い勝手であったりとか、その効率性について調査はしていこうと考えております。以上です。

○塚田委員長 森田委員。

○森田委員 よろしくお願ひします。このAIを活用した先に、人がやるべきことに時間を割くみたいなことをきちっと書いていただいているんですけども、それがやっぱり対外的に市民の方にもメッセージとして発して行って、ある程度理解をしてもらえるような広報の仕方もある必要ではないかとお思いますので、そこはお願いをしておきたいとお思います。以上です。

○塚田委員長 徳田委員。

○徳田委員 資料の3のAI・RPAの利用促進というところなんですけども、ある面、このDXの一番のツールの部分で肝になる部分って、やっぱりRPAだと思うんですけども、庁内に展開し利用拡大中と記載がございまして、これはオール展開ということではないのでしょうか。

○塚田委員長 最上DX推進監次長。

**○最上次長兼情報政策課長** 現在、有償のものと無料のものとRPAのソフトは使用しております。無料のものに関しましては、希望の業務というか、使用したい業務があるところには、マイナンバー系であろうが、L GWAN系であろうが導入していこうとしてるところでございます。

**○塚田委員長** ほかにございませんか。

戸田委員。

**○戸田委員** 今の第1期計画期間の中にある取組状況ですが、マイナンバーカードの保有率が8割を超えたということで、今の住民の利便性向上が図られたということですが、まだ100パーセントじゃないわけですが、その中でマイナンバーカードの普及促進等についての今後の施策展開はどのように考えておられるか、その辺のところを伺っておきたいと。

**○塚田委員長** 堀口DX推進監。

**○堀口DX推進監** マイナンバーカードの今後につきましてですが、やはり、これは本人確認の基盤となりますので、スマートフォンの、市民の利便性向上のためのアプリですとか、そういったところを展開していきたいと思います。将来的には、議会でも何回か御答弁させていただいておりますけども、スマートフォンの中に市役所があるというところに向かっていきたいと。その中で、マイナンバーカードは御本人を認証する仕組みとなりますので、そういうところの利便性向上を図っていきたいと考えております。以上です。

**○塚田委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 最後にしますけど、当局の考え方、その施策展開については、住民の方々に対する浸透が図られてるのかと疑問があるというふうに私は思うんですけども、その辺のところはどのように感じておられますか。そこを伺っておきたいと。

**○塚田委員長** 堀口DX推進監。

**○堀口DX推進監** 今現在、マイナンバーカードを使ったアプリというのが数が少ないところですよ。例えば、具体的に申し上げますと、鳥大病院とやっておりますとりりんりんとすとかそういうところ、あとはまだ幾つか、数えるほどしかありませんので、ここは市民の皆様にご理解いただけるよう周知、広報を丁寧に行って、例えば、今、よろず相談とかもやっておりますので、ガラケーが今なくなりますので、その中でスマートフォンの扱い方からスタートして、少しずつ普及させていただければなと思います。以上です。

**○塚田委員長** よろしいですか。

ほかに。

安達委員。

**○安達委員** 今、戸田委員が質問されたことに関わるかなと思って聞きたいんですが、残り2割の人たちですよ。8割と説明の中でかなり強調されたと思うんですが、残り2割の人への周知徹底とか活用の仕方とかっていうのは、どう今考えておられるかを教えてもらいたいんですが。

**○塚田委員長** 堀口DX推進監。

**○堀口DX推進監** 残り2割ですけども、スマートフォンの移行が今始まったばかり、例えば、全国では50万人ほどガラケーを使っている方がこれからスマートフォンに行くんですけども、市内にあっても一応2割というマイナンバーカードの未取得の方

がいらっしゃいます。先ほど申し上げましたとおり、スマホのよろず相談とか、そういったところの機会を利用して、マイナンバーカードに取り組んでいただくように御説明したり、そういうところは丁寧にやっていきたいと考えております。

**○安達委員** そのやっていきたいという中身をもう少し計画的に、こういう時期にはこういうことをしたいとか、市役所にこういう窓口を広げて行って、より活用しやすい窓口を設定するとか、その具体的な計画内容っていうのは今お持ちでしょうか。それを聞いたかったんですが、どうなんですか。

**○塚田委員長** 堀口DX推進監。

**○堀口DX推進監** マイナンバーカードを利用したアプリとしては、鳥大病院との取組でとりりんというものがあります。これについて、マイナンバーカードを使ってアプリを動かす仕組みでもありますので、そのところを病院と一緒に米子市もやっていると。ただ、米子市がマイナンバーカードを利用したアプリというのは今ありませんので、そこからまずはやっていくところを計画しております。以上です。

**○塚田委員長** 安達委員。

**○安達委員** 医大のことを例に言われましたですけども、ほかに総合病院、市内にありますよね。私の家の近くだったら例えば博愛病院とか、そういうところの利用者もいるわけですよ、患者としてね。そういう人たちへの手だてとかはどう考えておられるか。医大を考えているっていう、中身は今少し具体的なものが見えましたが、ほかの総合病院とかの利用の中で、このAIの活用っていうのはどう考えておられるかが知りたいんですが。どうなんでしょう。

**○塚田委員長** 堀口DX推進監。

**○堀口DX推進監** AIはちょっと置いときまして、先ほどのマイナンバーカードを使ったとりりんにつきましては、鳥大病院、博愛病院、米子医療センター、山陰労災病院、こちらのほうでブースを設けて対応をさせていただいております。

**○塚田委員長** 安達委員。

**○安達委員** それを言われなから医大だけかなと思っちゃうんだがね。最初の戸田委員の説明のところでも医大はとかって言われたんで、ほかの総合病院はどうなのかな、それがリンクされてるっていうことを言われれば、ああ、そうかということなんだけど。聞かないとそこ、伝わってこないのであえて聞きました。以上です。

**○塚田委員長** ほかにございますか。

大下委員。

**○大下委員** 戸田委員と安達委員の御意見と重なるんですけど、利用促進に関してちょっとお聞きしたいんですけど、何か、今病院だけで使われてるんですけど、今後何かマイナンバーカードを使って、行政手続400種以上がオンライン申請可能とかっていうふうになってるんですけど、今後どういうふうにご利用促進を図られるのか、ちょっと予定があったら教えてください。

**○塚田委員長** 堀口DX推進監。

**○堀口DX推進監** マイナンバーカードを利用するとき、例えば、窓口でいいますと、御本人の確認、例えば免許証ですとかマイナンバーカードを提示されて、本人だよということで証明書を取得される、異動をされるっていうことがあるんですけども、インターネッ

ト上ではマイナンバーカードを認証として使っておりますので、市のアプリとしてオリジナルなものはないんですけども、電子申請では一般的に使う環境を整えております。以上です。

**○塚田委員長** 大下委員。

**○大下委員** これ、実際住民の方々が、どういうふうに使われてるのかっていうのが、DXをどういうふうに使っていいのかっていうのがあんまり浸透してきてないかなって思うんだけど。いつも自分も回って思うのが、例えば住所が変わった際とかでも、今の現状では、住所の変更手続とかは直接市役所に申請に来ないといけないですよ。それで例えばそれが、施設に入られた方とかになると、自治会とかでも情報が共有されてなくて、それで親族さんを探されたりっていうケースもあるんで、できたらそういったほうの住所変更とかの登録とかに関しても、もし今後オンラインでできるようになればなと思いますので、そこら辺は可能ですかね。

**○塚田委員長** 堀口DX推進監。

**○堀口DX推進監** 住民基本台帳は国の所掌事務でして、マイナンバーカードもしかりです。簡単に成り済ましができるようなことは国はされないとしますので、今のところ米子市ではオンラインで住所の異動とかはもちろんしませんし、国も今のところその予定はないです。

**○塚田委員長** 大下委員、手を挙げて。

大下委員。

**○大下委員** 分かりました。届けに関しては了解しましたんで、それで、あと、また今後、例えば医療だけじゃなくて選挙のあれとかでも、他県の事例見てみると、そういった本人確認をするときに使ったりっていうのもされてる事例もあるらしいんで、またそういったふうに、今後利用の幅を広げていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

**○塚田委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○塚田委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、「人権尊重のまち米子市をつくる条例」に基づく施策の推進について、当局からの説明を求めます。

松本人権政策監。

**○松本人権政策監兼人権・男女共同参画課長** それでは、4月1日から施行となりました人権尊重のまち米子市をつくる条例に基づきまして、人権侵害のない、人権が尊重される社会の実現に向けた取組をこれまで以上に強力に推進してまいります。差別や人権侵害を生じさせない社会づくりのための施策として、充実、強化を図る取組について御説明いたします。

1、人権相談・支援体制の充実についての取組につきまして、概要を図でお示ししております。図の上段でございますけれども、人権・男女共同参画課の人権相談窓口にも、新たに正職員の人権相談員1名を配置いたしました。課でお受けする人権相談対応のほか、新規事業として取り組みます人権相談充実事業の統括を行います。ポイントに記載しております、より相談者に寄り添った相談・支援の実施、また、人権相談充実事業を通じまして、人権関係団体や関係機関との連携強化を図ってまいります。

次に、下段になりますが、新規事業として取り組みます人権相談充実事業についてでございます。大きく2つの取組がございます。1つ目は、左側の①人権相談・支援に関する委託事業の実施です。自ら声を上げづらく、相談につながりにくい状況にある人の人権に関する悩みや課題について、人権団体で構成する人権相談ネットワーク協議会と連携して相談・支援を行います。2つ目は、②人権尊重のまちづくり懇話会です。関係者が集まり、相談・支援の内容について共有し、問題点の整理を行います。ポイントといたしまして、相談・支援内容の共有、分析により施策への反映ですとか、相談・支援のノウハウの蓄積、また、連携による複合的な課題への対応力向上など、よりきめ細やかで迅速な相談・支援対応の実現に生かしてまいります。

次に、2、人権教育・啓発の推進についてです。新しい条例を市民の皆様によく知っていただき、人権尊重の社会づくりのための理念の浸透を図り、人権尊重の行動につなげていただくために、広報、啓発に努めてまいります。記載しておりますガイドブックによる条例の解説ですとか、概要版の配布、広報よなご等への掲載、研修会、講演会、小地域懇話会等でのより多くの機会を通じまして啓発等周知を図ってまいります。

3、同和対策に係る固定資産税の減免の取扱いの見直しについてです。本条例の施行を契機といたしまして、これまでの差別が存在することを前提とした施策から、差別や人権侵害を生じさせない社会づくりのための施策へと、施策の発展的な転換を図るための様々な取組について関係者と話し合いを行いまして、新たなステップに向けまして、対象地域を限定した固定資産税の減免の取扱いを廃止することとして、現在調整を進めているところでございます。説明は以上です。

**○塚田委員長** 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、意見を求めます。

徳田委員。

**○徳田委員** この資料の1の記述のところで、新規で人権相談充実事業というところで、①のところなんですけども、実際、こういったニーズは、恐らく顕在化してないだけで潜在化してるニーズだと思うんですけども、まず一番に、やっぱり相談につながりにくい悩みを打ち明けるところ、逆に言うと、行政の立場だとしましては拾い上げる場所だと思うんですけども、そこがどこなのか、どういった体制で相談できるのかっていうことをもうちょっと詳しくお聞かせいただきたいと思います。

**○塚田委員長** 松本人権政策監。

**○松本人権政策監兼人権・男女共同参画課長** 条例改正の意見交換等で、各関係団体の方と話をする機会の中で、やはり行政への相談はちょっと敷居が高くて、なかなか言いづらい。そして、これまでの各関係団体さんのお付き合いの中で、いろいろな相談が入ってくるという話はお聞きしておりましたので、この委託事業によりまして、そういった各団体さんのほうに入ってきます相談内容等も市と共に共有をして、そういった、どういったところに課題があるですとか、また、行政のほうになかなか言いにくいというようなことも含めて、この協議会、また、そして、懇話会の中でそういったことを共有して、より気軽に相談をいただけるように、そういうような体制にしていきたいと考えております。

**○塚田委員長** 徳田委員。

**○徳田委員** 分かったような分からんようなことなんですけど、困った方は人権相談ネット

ワーク協議会に直に行けばいいという理解なんですかね。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権・男女共同参画課長 当然、人権・男女共同参画課のほうも相談窓口がありますし、これまでそういった相談をしてこられた方も、これまでどおりのそういう団体さんのほうにも相談をしていただきつつ、その内容をお互いに共有をして対応をしていくということをございますので、本当に、相談の間口を広げて、より気軽に相談をいただきたいというふうにこの事業を実施するものでございます。

○塚田委員長 萩原人権・男女共同参画課長補佐。

○萩原人権・男女共同参画課長補佐兼同和对策担当課長補佐 あわせて、この4月から人権相談窓口の専用の電話番号を新設しております。その専用電話には、例えば、窓口を訪れる勇気がないとか、複合的な課題を抱えて相談先が分からないなどの理由で、人権相談をためらっておられるような方からの相談もより入りやすいと考えております。以上です。

○塚田委員長 徳田委員。

○徳田委員 分かりました。まずは専用ダイヤルというのが一つのツールとしてあるという理解でさせていただきますので。ありがとうございます。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

森田委員。

○森田委員 この手のものは、多分、市民の皆さんに広く浸透させないといけないものだというふうに思っておりますが、資料の2番のところで、人権教育・啓発の推進っていうところを取組を記載していただいているんですけども、内容を拝見しますと、もともとこういう、人権とかそういったものに興味のある方々には、読んでいただいたり、手に取っていただけるのかなっていうふうに資料上は受け取るんですけども、そうでない人たちにどう届けていくのかっていうところがもう少し工夫が必要なのではないかと思うんですが、その点について何かあればお聞かせいただきたいと思います。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権・男女共同参画課長 今回のこの新規の事業で、関係団体と共に相談・支援ということを実施してまいりますので、そちらのほうの関係団体さん等もそちらのネットワークを通じての口コミですとか、そういったことでもこういう相談・支援の情報の情報が伝わるのかなと思っております。我々といたしましても、様々ありますけれども、ホームページですとかSNSでそういった相談窓口が出たよということの発信ですとかといったことを含め、いろいろな機会を通じて、こういう相談・支援事業が拡大しているということをお伝えしていきたいと考えております。

○塚田委員長 森田委員。

○森田委員 相談のところはそれでいいのかなというふうに思う一方で、やはり、この人権尊重っていうこと自体が、もっと広く市民の方に浸透っていう点では不十分なのではないかという質問だったんですけども。例えば、デザイン性に富んだもので、思わず手に取って、読んでみたら人権のものだったとか、やっぱり、その入りが、これが人権のものですよってなるような広報の仕方ですと、それに興味のある人は引かかるかもしれないんですけども、そうでない人に対して届けるには不十分なのではないかなというふうに

思いますので、こちらもう少し工夫して、しっかりと市民の皆さんに広く浸透できるような取組を、今書いていただいているものに加えて行っていただきますようお願いをしておきたいと思います。以上です。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

安達委員。

○安達委員 説明を聞き漏らしたかもしれませんが、資料の真ん中の枠で囲まれた、(新規)人権相談員の配置、というところに関わると思っているんですが。相談員を増員したというふうに聞こえたんですが、今まではゼロだったのを1名増にしたのか、例えば、複数だったのをプラス1にしたのか、そこのところ、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、教えてもらえませんか。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権・男女共同参画課長 これまでは、人権政策課の職員が相談をいただいたときにそれぞれ担当をしておりましたけれども、この4月から人権・男女共同参画課のほうに1名増員として、こちらの相談員を配置をいたしました。相談業務は、基本的にはその相談員が対応をいたしますけれども、当然、ほかの我々職員のほうも一緒になって相談対応をしておりますので、人員といたしましては、4月から新たに1名増員で相談員として配置をしたということでございます。以上です。

○塚田委員長 安達委員。

○安達委員 専用電話を設置しました、でしたが、その番号とかはこの資料には出されなかったのかなっていうのが聞いたかったことの一つとして。その電話、例えば24時間なのか、いや、朝の9時頃から夕方5時頃までの受付で対応してますなのか、ちょっとそこから辺、細かいところですが聞いたかったんですが、どうなんでしょう。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権・男女共同参画課長 このたびの資料として、ポスターをつけさせていただいておりますが、そちらのほうには、電話番号を記載させていただいております。あと、人権相談の対応の時間ですけれども、こちらは平日の9時から5時ということではございますが、若干その前後、職員がおります際には、電話対応をしていきたいと考えております。以上です。

○塚田委員長 安達委員。

○安達委員 聞いてって、電話が鳴ったら対応するというようなことでサービス提供されるのかなと思うんですが、自分が聞きたいところと接点がどうだったかなっていうのを今頭の中で巡らせてるんですが、ラジオ放送をよく夕方聞くんですが、NHKの、ひきこもりダイヤルとかっていうのがあるんですね。そこでは、いろんな人が全国から電話かけてくる。そのつぶやきめいた話を聞き取って、呼びかけたときには応えるような対応してるようですけれども、これは、どうもその番号に電話かけて、これこれこういうことですがどうでしょうっていうダイヤルが繋がっていくっていう電話設置なんですよ。そうですね。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権・男女共同参画課長 委員のおっしゃるように、相談をしたい方にその番号に連絡をいただいて、その中身をお聞きして相談対応をする、そういうふうに

考えております。

○塚田委員長 ほかにございますか。

土光委員。

○土光委員 私もこの人権相談員の配置のことにしてお聞きします。まず今のやり取りで、1名増員で、多分、増員された方が相談員に今回はなったということでもいいですか。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権・男女共同参画課長 増員で参りました職員が人権相談業務を担当する相談員をしております。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 この職員の、いわゆる身分というか、正職なのか、会計年度とか、そういった身分的なことと、勤務時間はどう設定されているのか。まずその2つ。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権・男女共同参画課長 正職員の配置になりますので、フルタイムで勤務ということしております。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 この方は、この相談窓口の業務、これ、専属、専任で当たると思っていますか。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権・男女共同参画課長 人権相談業務に専属で当たっていただきます。あと、多い場合は我々、周りの職員も連携して、協力して相談対応をしてみたいです。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 この方の資格というか、どういった方なんでしょうか、この相談に応ずる方。

○塚田委員長 萩原人権・男女共同参画課長補佐。

○萩原人権・男女共同参画課長補佐兼同和対策担当課長補佐 配置をした職員ですけれども、過去に人権業務を担当いたしまして、人権に対しての知見を有しております。また、市の職員として、市民対応の経験豊富な職員でございます。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 もう少し、差し支えない程度で、この方の経歴的なことと、それから、何か具体的な、こういった相談業務に関する資格をお持ちの方なんでしょうか。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権・男女共同参画課長 資格は特にございませんけれども、過去に人権政策課のほうで勤務をし、相談業務等もその当時やっておりましたし、また、この3月まで市の課長として従事しておりまして、役職定年ということで、このたびの異動で人権・男女共同参画課のほうに参りまして、そういった市民対応等はこれまでたくさん経験している職員と考えております。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 それから、受付時間、先ほどのやり取りで9時、5時ということですが、これ、平日の9時、5時。これ以外は基本的に受け付ける窓口は、受付は事実上ない、そういう体制なんですか。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権・男女共同参画課長 人権・男女共同参画課のほうの人権相談窓口といたしましては平日の開庁時間になりますけれども、あわせて、この相談・支援体制の充実ということで、業務委託のほうも出てまいりますので、そういった関係団体の方のほうで休日ですとか、時間外等でも相談対応ができるかと思っております。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 条例の10条で、人権相談窓口という言い方、これは、今やり取りしてる人権相談員が対応する、そういったことだとまず思っていますね。そうすると、条例上の人権相談窓口に関しては対応できる時間帯は、平日9時、5時というふうな運用になるということでしょうか。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権・男女共同参画課長 ここでいう10条の人権相談窓口の設置ということにつきましては、人権・男女共同参画課内の窓口になりますので、平日の時間内の対応になります。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 もちろん、この資料でいけば、人権相談充実事業ということで、幅広くそういったことをやるというのは、それは承知しています。窓口は、とにかく対応としては、平日9時、5時という運用ですね。

それから、この人権相談員に関して、10条の3項で、この相談を受ける職員の育成に努めること。で、解説で、相談対応研修とかにより相談を受ける職員の能力向上を図るというふうなことがあるんですが、これ、具体的にどういったことをされる予定でしょうか。

○塚田委員長 萩原人権・男女共同参画課長補佐。

○萩原人権・男女共同参画課長補佐兼同和对策担当課長補佐 資質向上のための研修を受けようと思っております。例えば、鳥取県が行います人権相談についての研修に参加するとか、また、本市の重層的支援体制の中でも研修が行われていますので、それも活用して資質の向上を図りたいと考えております。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 その研修は、多分、平日の勤務時間帯だと思うのですが、その間の相談対応はどういう体制になるんですか。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権・男女共同参画課長 これまでも人権・男女共同参画課内におきまして、職員で連携し合って、相談し合って、相談対応ということはしておりますので、その研修に抜けております間は、残った我々職員で連携して相談対応をしております。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。

それから、条例ガイドブック、解説版ですよ、これに関してお聞きします。1つは、ガイドブックでいって9ページ、第6条に関する事。この中の第1項で、事業者はということで、人権尊重の視点に立ってという、そういった条文。これの解説で、事業者に対してということで、人権研修の実施とかハラスメント防止対策、そういったことが規定さ

れています。特にこの事業者ということで、当然米子市内というか、事業者にそういった責務があるということですが、これ、特に身近な事業者といってもいいと思うんですが、米子市が、例えば指定管理をしているとか、委託をしているとか、そういった米子市とある意味で関連がある、そういう事業者に関して、こういったことをきちんとやるということが必要ではないかと。まず第一歩として必要ではないかと思うんですが、そういった市の関係団体にこのハラスメントなどの防止対策、そういったことが整っているかどうかということは、実態としては把握をしているのか、これから把握をしようとしているのか、その辺のことをお聞きします。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権・男女共同参画課長 指定管理者等で、実際に人権の研修、どのようなものを具体的にやっているかということにつきましては把握はしておりませんが、今おっしゃられたこともなるほどと思うところがございましたので、市の関係先ということもございますので、そういった人権研修の実施について確認、実施ということで努めてまいりたいと考えます。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 指定管理者に関してということで把握はしてないというふうに言われたんですが、市に関連の深い団体、指定管理者とか委託業者とかそれから外郭団体とか、そういったことに関して、何も、現時点では把握をしていないんですか。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権・男女共同参画課長 外郭団体につきましては、市の人権同和教育推進協議会の行政職域部会ということで加盟をいただいておりますので、そちらのほうでの人権研修ですとか、人権啓発ということでは行っておりますけれども、市の関係先、たくさんございますので、そういった部分での把握ができてないところもございますので、把握に努め、人権研修の推進ということで取り組んでまいります。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 この第6条の事業者の責務ということで、まず第一歩として、市の関連のある、これは当然市が関与しているので、市もある意味で当事者の立場だと言えるので、まずそこからきちっと始める。それから実態把握をする、何か問題があればちゃんと市が責任を持って対応するということが必要じゃないかと思えます。

それから、この事業者に関して、今言った指定管理者とか委託業者とか、これ、契約結びますよね。一般的に言うと、契約を結ぶときの契約の条件で、ちょっと具体的には出てきませんが、何々の法令を遵守することとか、そういった項が大体よくあります。だから、この人権条例を遵守することというのを、そういった契約の中にきちっと入れ込むということも私は必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権・男女共同参画課長 指定管理の契約内容について、その条項が織り込んであるかどうか、すみません、ただいまちょっと承知をしておりますけれども、確認をいたしまして、そちらのほうについて……。

(「難しいと思います、難しい。現状は難しいです。」と声あり)

すみません、失礼いたしました。条項に載せることはちょっと難しいようでございます

ので、そこにつきましては、どのようにすればいいかということで検討してまいりたいと思います。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 何で難しいんですか。

○塚田委員長 萩原人権・男女共同参画課長補佐。

○萩原人権・男女共同参画課長補佐兼同和対策担当課長補佐 市の行います契約につきましては多岐にわたりますので、そのそれぞれについて人権についての条項を設けるというのは、現状難しいと考えております。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 だから、何でそれが難しいのか。もちろん、いっぱいいろんなケースがあるから、一律にというふうに義務づけとは言いませんが。そこまでは今の時点では言いませんけど、必要なものに関しては、基本的な市の指定管理とか委託を受けるに当たって、基本的な人権に関する、そういったことはちゃんと遵守するという。具体的な条文が出てくればいいんだけど、ちょっと出ないんだけど、せっかく市がこういった人権条例をつくったのだから、事業者の責務をきちっと述べられているのだから、こういった人権条例を遵守することというのを、一文を入れるというのが難しいというか、できない理由がよく分からないのですが。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権・男女共同参画課長 そういった、このたびの市の人権条例の遵守につきまして、どういった形で対応ができるかということで、内容について確認、検討してまいりたいと考えております。以上です。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 この人権条例を広める上でも意味があるんじゃないかと、周知の一つの方法としても意味があるんじゃないかと思うので、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、このガイドブックで、ページでいけば12ページ、9条に関して。この9条は、どういったものが差別に当たるか、こういったことをしてはいけないというのが1項にあって、それから、2、3、4項は、それに対して、そういった人権侵害を受けた者に対してどのように対応するかというのがここで述べられていると思います。ただ、ちょっと思ったんですが、人権侵害を行う行為があって、それを受けた人に対してちゃんと向き合う、寄り添って対応する。この条例自身は罰則規定は設けないと、そういう考え方だというのは初めから聞いているんだけど、9条の1、2、3、4項、こういったことを行った者に対して、この条例上は市はどう対応するのか。その辺が、条文とか解説見ても見えてこないですが、その辺は市はこの条例に沿ってどういうふうな対応していくのか。人権侵害を行った者に対しての対応というのはどういうふうに考えていますか。

○塚田委員長 松本人権政策監。

○松本人権政策監兼人権・男女共同参画課長 人権侵害をした側にどのようなアプローチかということでございますけれども、相談内容をいただきまして、個別に対応してまいりたいと考えております。例えば、そういったお話を伺うとかってというような機会を設けて、人権の理念ですとか大切さ、そういったことを啓発も含めて対応してまいりたいと考えて

おります。以上です。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** その啓発を含めて対応というのがよく分からないのですが。最初に言いましたように、この条例は罰則は設けないという考え方でつくっている。だから、こういった人権侵害を行った者に対して具体的にこうする、こういう罰則、それはない、ないというか、そういったことは盛り込まないというのは、それはいいか悪いかは別にして承知をしていますが、だからこの条例では、人権侵害を行った者に対しては、この条例に基づいて何かアプローチをするというのではないというか、できないというか。つまり、もちろんそういった差別的なことを行えば、ほかの条例とかほかの法令に抵触するというのがあって、それに基づいて対応というのは当然あると思うんですが、この条例上で行った者に対して、何らかの対応というのは、現時点では特に想定してない、考えていない。そういった条例だと思っていいですか。

**○塚田委員長** 萩原人権・男女共同参画課長補佐。

**○萩原人権・男女共同参画課長補佐兼同和対策担当課長補佐** この条例につきましては、理念を浸透させるということを目的としておりますので、差別や人権侵害を行った方に対しての働きかけというものは、ここの条文の中では規定しておりません。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** ある意味で、それは今後の課題だと思いますので、罰則を設けることがいいか悪いかも含めて。今言ったこの現状、人権侵害を行った者に対しては、特にアプローチをするという前提の条例ではない、もちろんそういうことが起こらなければ問題ないんだけど、でも、そういったことに対処しない、できないということで目的が達せられるかどうか。それはやってみないと、多分運用してから、やっぱりそういうところは必要だというふうな判断があれば、今後、罰則を設けることを検討するというのは、将来的にあってもいいかなというふうに思うのですが、そう思いませんか。

**○塚田委員長** 萩原人権・男女共同参画課長補佐。

**○萩原人権・男女共同参画課長補佐兼同和対策担当課長補佐** 差別や人権侵害の事象があったときということですが、先ほど申しましたように、個別の対応となりますが、まず人権侵害を受けた方に寄り添って、相談しながらということになりますが、例えば、名誉毀損や侮辱等が考えられるような場合には、被害者の方とよく協議した上で、法務局ですとか警察に同行することなども人権・男女共同参画課の人権相談窓口の中で行ってまいりたいと、そういったこととしております。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 分かりました。

それから、15ページに関して。これは第10条の条文の解説で、第4号について。インターネット上での誹謗中傷に関して、これ、こう書いてますよね。インターネット上での人権侵害行為を受けた御相談をお受けし、不適切な書き込みの削除要請の支援を行う。削除というのは、こういった場合まず必要になることかなと思うんですが、この削除要請の支援というのは、これ、どこまでするのですか。

**○塚田委員長** 萩原人権・男女共同参画課長補佐。

**○萩原人権・男女共同参画課長補佐兼同和対策担当課長補佐** 不適切な書き込みについて

なんですけれども、これについては、昨年4月に施行されました情報流通プラットフォーム対処法で、個人からの削除要請が簡単にできるようになっております。御本人のスマホからが一番有効でございますので、スマホからの削除要請を一緒に行いながら支援をしていくこととしております。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 簡単に行えるようになっているんですか。だから、そういったことがあって、そういった削除に関して、具体的な手順も含めてそれを削除要請ができるどこまで寄り添って支援をしていくというふうに思っていますか。

○塚田委員長 萩原人権・男女共同参画課長補佐。

○萩原人権・男女共同参画課長補佐兼同和対策担当課長補佐 はい、そのとおりです。

○土光委員 分かりました。

○塚田委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長 ないようですので、以上で総務政策委員会を閉会いたします。

**午前10時55分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務政策委員長 塚田佳充